

令和7年1月中央市定例教育委員会 議事録

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日、時刻
令和7年1月10日（金曜日） 午後2時00分から午後2時45分
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
出席者 石田秀博教育長、志村祐二教育長職務代理者、
河西忠衛教育委員、薬袋美和教育委員
欠席者 石原英一教育委員
- (3) 委員及び傍聴人を除く議場に出席した職員の職氏名
功刀亜紀子教育総務課長、長田正樹生涯教育課長、中村文彦教育指導監、
山土井幸司主幹
- (4) 出席した長及びその事務局部の職員の職氏名
なし
- (5) 教育長等の報告の要旨
- ・ 1月の公務経過報告
 - ・ 令和7年3月定例教育委員会開催日程の変更について
 - ・ 令和6年度末人事異動に伴う学校長への意見聴取（ヒアリング）の実施
 - ・ 令和6年度末人事異動に伴う県管理主事等との意見交換について
 - ・ 令和7年度小中学校卒業式割当について
 - ・ 今後の予定について
 - ・ その他（教育総務関係・学校教育関係・生涯教育関係の行事日程の確認）
- (6) 会議に付した議案
- ①山梨県市町村教育委員会連合会へ提出する「令和8年度文教施策と予算に関する要望」について
 - ②その他
- (7) 議題となった動議を提出した者の氏名
なし
- (8) 議事の概要
別紙のとおり
- (9) 決議事項
なし

(10) その他教育長が必要と認めた事項
なし

○ 議事録

教育長 会議に入る前に、本日の会議の書記について、入室の承認を得たいがどうか。

委員 異議なし。

1. 開会、あいさつ

教育長 これから1月の定例教育委員会を開会する。

2. 前回の議事録の承認

事務局 委員各位の手元に届いている12月定例教育委員会の会議録について、内容等に何か質問や意見等はあるか。

委員 異議なし。

3. 報告事項

(1) 教育長からの諸報告

教育長 12月の公務経過と1月の公務予定、令和7年3月定例教育委員会開催日程の変更について他業務と重なるため3月7日から3月14日へ変更をお願いしたい。

令和6年度末人事異動に伴う学校長への意見聴取（ヒアリング）は1月21日に行う。また、令和6年度末人事異動に伴う県管理主事等との意見交換について2回行う予定となっているのでご承知いただきたい。

令和7年度小中学校卒業式割当について、別紙割当表のとおりとなり3月19日が小学校、3月12日が中学校となるため確認をお願いしたい。

次回2月7日の定例教育委員会は、学校給食運営委員会があり給食の試食の後行う。何か質問、意見等はあるか。

委員 特になし。

(2) その他

事務局 教育総務課長より令和7年1月及び令和7年2月の市の行事、教育総務・学校教育関係の予定について説明。

生涯教育課長より同月の予定を説明。1月に行う二十歳のつどい、中央市文化祭への教育委員の出席を依頼。

教育長 質問、意見等はあるか。

委員 特になし。

教育長 教職員の調整額の引き上げが決定したことを資料により報告。

4. 協議事項

(1) 山梨県市町村教育委員会連合会へ提出する「令和8年度文教施策と予算に関する要望」について

教育長 各委員に事前に案内し、回答してもらい集約した資料により説明。

市町村教育委員会連合会に資料のとおり要望することよろしいか。

委員 確認ですが、昨年、市のそれぞれの要望は別に出すと説明があったので、県全体を考
えての視点で今年には要望を出したが、視点はどこの部分なのか、中央市の課題を出す
のか、県全体の山梨県が抱えている教育課題について考えるのかよくわからないので、
考え方を教えてほしい。

教育長 実際に市の課題を挙げるのが筋だと思う。連合会では、中央市で困っていることを要
望したほうが良いと思う。理由についても説明ができると思う。

委員 そうなるとそれぞれ課題が違い吸い上げるのに大変なので、今の教育の現状を考え、
どういう動向が子供にとって必要かを持ちながら考えていくのがいいのかと思うが。

教育長 他の市町村を見てみると、全てに○を付けてくるところもある。削ることもなくすべ
て重要というところもある。
結論として全県的なことは市町村ではわからないため、自分たちの困っている部分を
提案するのが良いと思う。

委員 教育委員会を通じて得る知識で、全体的・教育的に子供たちにどうしたら良いか、何
が必要か考えて選んでいる。地域差はあるがベースは中央市で得た知識の中で全体を
見て選んでいる。

教育長 これ以外に個別の要望も出している。それに関しては、県が回答をしてくれる。
そちらは、市町村に特化したものとなる。

委員 そういうことあれば、中央市でネット被害があるのかどうか話題にも上がってこない
ので、それが適切かどうかわからないが、中央市でなくてもほかの学校では話題が出
ており、これから増えていく問題と思い選んだが、中央市という観点であれば当は
まらないので外していただいてもかまわない。

教育長 実際これから必要となってくるので、そのままでもいいのでは。

委員 今からの子供たちという観点で見えていくと、インターネット関係についてはかなり先
行していかなければならないので、早めに全県で力を入れているが、更に入れたほう
がいいのではないかと思う。

教育長 要望が10項目ですが、ほかにあればいかがか。
よろしいか。では、これで要望させていただく。

委員 承知した。

教育長 その他何かあるか。

事務局 玉穂中学校の体育施設利用時間外の使用について報告する。
別紙1のとおり、令和6年12月27日付け、玉穂柔道スポーツ少年団よりスポーツ
施設利用許可申請書が提出された。利用施設は、玉穂中学校柔剣道場で利用目的は強
化練習試合となり、利用日時は2月8日及び9日の2日間となっている。過去、玉穂
中学校において柔剣道場の利用時間外の使用事例として、平成26年から令和4年の
9年間で10回ほどあり、学校の許可を受けて使用した。別紙2では、中央市スポー
ツ施設条例施行規則の抜粋だが、同規則中第3条で施設の利用時間は別表1のとおり
とするとあり、「必要とある場合は教育委員会がこれを変更することができる。」とな
っている。学校体育施設の玉穂中学校の利用時間は午後7時から午後10時までとな
っていることから、時間外の利用のため今回申請が提出された。また、中央市スポー

ツ施設条例中第8条に市長は使用料徴収条例第3条の規定により条例の使用料を減額し又は免除することができることがあり、中央市公共施設使用料等設置基準により市内のスポーツ少年団が少年の育成活動を目的に施設を利用するときとあるので、免除の適用となる。玉穂中学校へは両日とも使用の予定がないか確認は行っている。以上のことから玉穂柔道スポーツ少年団へ使用の許可をすることを報告させていただく。

教育長 承認でよろしいか

事務局 承認をいただきたい。

教育長 このことについて意見はあるか。

委員 なし。

教育長 それでは、承認いただいたということでお願ひする。

教育長 他に何かあるか。

委員 特になし。

教育長 協議事項は以上となる。

その他で何かあるか。

委員 新聞で学校等における FAX を使わないということで、令和7年度に学校で FAX の利用やハンコの押印を原則廃止する方向で文科省が一層の努力を促すとしているということだが、中央市はどうか。パソコンで業務での ICT を利用することがどのくらい進んでいるのか。教育の中でもパソコンの有効利用の話がある中で中央市はどのくらいのレベルなのか。FAX は実際使っているのか。書類への押印はどこまで改善されているのか教えてほしい。

教育長 ほとんど FAX は使っていない。メールでのやり取りが主である。県や国から来た文書もメールで送り、提出書類で、重要案件なもの、あるいは国とか県で押印が必要なものは押印をして提出をしている。それ以外はほとんどメールを使用している。

事務局 FAX による学校とのやり取りはほとんどない。学校から緊急で送られてくる不審者情報等についてはやり取りがある。押印については県に提出する際どうしても必要な場合は押印をしているが、重要な書類以外はない。

令和8年度の供用開始に向け、校務支援システムを再構築しているが、現在使用しているのはメールのみだが、それ以外でもペーパーレスや校務 DX などを進めるよう令和7年度中に構築して令和8年度から使用していく予定なので、今後進めている内容については教育委員会で説明していく。

委員 教育委員会と学校のやり取りが遅れていることが全国的にあるということだったので、校務 DX を進めているのであればわかりました。

教育長 その他何かあるか。

委員 特になし。

5. 閉会

教育長 以上で、1月の定例教育委員会を閉会する。